

登別市観光衛生施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光の振興を図るため、登別市観光衛生施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登別市の登別温泉町及びカルルス町内で本要綱公布日において、ホテル又は旅館を営業する者
- (2) 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第6項に規定する専用水道を既に設置している者又は新たに設置しようとする者
- (3) 次条の事業を実施する者(以下「設備設置者」という。)

(補助の対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第5条第1項第8号に規定する濾過等の設備(以下「濾過設備」という。)を新たに設置しようとする事業とする。

(補助の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象経費は、濾過設備の設置に係る経費とする。

2 補助金の額は、別表で定める額とする。

(補助金の交付申請及び方法)

第5条 補助金の交付を受けようとする設備設置者は、登別市観光衛生施設整備事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助金の交付申請及び補助金の受領等については、社団法人登別観光協会(以下「協会」という。)に委任するものし、委任を受けた協会(以下「代理者」という。)は、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法第33条第5項の規定による通知書の写し
- (3) 濾過設備工事予算書
- (4) 濾過設備仕様書
- (5) 濾過設備工事図面
- (6) 委任状(別記様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容の審査等を行うものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果により補助金を交付することが適当と認めるときは、代理者に対し登別市観光衛生施設整備事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査等の結果により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、速やかに代理者に対し登別市観光衛生施設整備事業補助金不交付決定通知

書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（事業完了報告）

第7条 補助事業が完了したときは、補助金の交付の決定を受けた設備設置者（以下「補助金交付対象者」という。）は、補助事業の完了した日から起算して60日以内に事業完了報告書（別記様式第5号）を代理者に提出し、代理者は登別市観光衛生施設整備事業証明書（別記様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の事業完了報告書を受領したときは、当該補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、登別市観光衛生施設整備事業補助金額確定通知書（別記様式第7号）により、代理者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要と認めるときは実地に調査し、又は関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付の時期）

第9条 補助金は、当該補助事業が完了し、補助金の額の確定後、補助金交付対象者の請求に基づいて交付するものとする。ただし、市長がその事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して交付することができる。

（補助金の請求）

第10条 補助金交付対象者が、補助金の交付を請求するときは、登別市観光衛生施設整備事業補助金請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助決定の取消し又は返還）

第11条 市長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- （2）補助対象事業の執行に関し、補助の交付決定内容又はこれに付していた条件に違反したとき。
- （3）補助金の申請及び事業実績報告に虚偽その他不正な行為があったとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、補助することが不適正であると認められる事実があったとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱の施行は、公布の日から施行する。

様式 略

別表

第4条第2号に規定する補助額は、次のとおりとする。

法第33条第5項の規定による通知 で認可を受けた1日最大給水量	補助基準額
20トン以上 100トン未満	1,000千円以内
100トン以上 200トン未満	1,500千円以内
200トン以上 500トン未満	2,500千円以内
500トン以上 600トン未満	5,000千円以内
600トン以上 800トン未満	8,000千円以内
800トン以上 1,500トン未満	9,000千円以内
1,500トン以上	10,000千円以内

※ 補助額は設備費の10%以内又は上記補助基準額